



昭和五十年度 月瀉村一般会計予算外 三特別会計予算を原案可決

昭和五十年第一回定例村議会が三月十一日より会期十二日間の日程で審議がすめられた。専決処分報告二、規約改正一、条例改正十二、補正予算四、工事契約変更一、当初予算四、諸願一、であります。以下各議案の内容と審議結果を記述いたします。

●専決処分について
議案二件で一件は電気税の改正であります。地方税法の一部改正により税率を引き下げるという件であります。又一件は村長退職により村長選挙の執行経費七六三千元を追加予算計上した。という件でそれぞれ緊急であるため専決処分をしたとの理由であり承認をあたえました。

●規約の改正について
村露天市場管理条例の一部改正

五十嵐勇夫 議員 全国表彰 山田清松 議員 全国表彰

全国町村議会会長会では、さる二月七日全国町村議員永年勤続者の表彰が行われ、本村議会で、五十嵐勇夫、山田清松両議員が表彰されました。



今年より大月月瀉六番組の外に四番五番組を加えるもので交通安全の立場から市場設定区域を拡大したものであります。又市場の使用料を計算単位メートルとしたもので原案通り可決されました。

●村消防団員の退職報償金の支給に関する条例
今回事の退職報償金制度が十年まで引き下げられることに伴い村の報償金の支給対象年数を十年以下としそれを超えるというもので原案通り可決されました。

●村災害用慰金の支給災害援護資金の貸付に関する条例
●村災害救助法適用災害用慰金の支給及び災害援護資金を貸付がなされることになっております。今回の改正は災害用慰金を受ける順位が配偶者、子、父母、孫、祖父母と明確にされたこと。又災害援護資金の貸付限度額が一〇〇万円までとされるもので原案通り可決されました。

●国民健康保険条例の一部を改正する条例
●村国保加入者が受ける助産費、葬祭費の支給額が国の補助基準単価の引き上げによるため村の支給額を四万円、一万五千元に改める

●越新幹線建設事業特別会計補正予算は歳入歳出二、二八一千円を減じ予算総額を二一、一六九千円とするもので排水路工事費が減額となったものです。
●一般会計補正予算は歳入歳出一三、二一一千円を追加し、予算総額を三三、〇一四一千円とするもので、この補正は三月補正であるため工事費等は出来るだけ計上しないで予備財源は繰越をする方針で

●国民健康保険特別会計補正予算は歳入歳出二、二八一千円を減じ予算総額を二一、一六九千円とするもので排水路工事費が減額となったものです。
●一般会計補正予算は歳入歳出一三、二一一千円を追加し、予算総額を三三、〇一四一千円とするもので、この補正は三月補正であるため工事費等は出来るだけ計上しないで予備財源は繰越をする方針で

●国民健康保険特別会計補正予算は歳入歳出二、二八一千円を減じ予算総額を二一、一六九千円とするもので排水路工事費が減額となったものです。
●一般会計補正予算は歳入歳出一三、二一一千円を追加し、予算総額を三三、〇一四一千円とするもので、この補正は三月補正であるため工事費等は出来るだけ計上しないで予備財源は繰越をする方針で

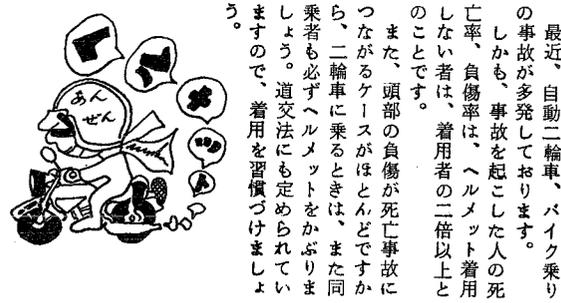
●国民健康保険特別会計補正予算は歳入歳出二、二八一千円を減じ予算総額を二一、一六九千円とするもので排水路工事費が減額となったものです。
●一般会計補正予算は歳入歳出一三、二一一千円を追加し、予算総額を三三、〇一四一千円とするもので、この補正は三月補正であるため工事費等は出来るだけ計上しないで予備財源は繰越をする方針で



「村内に初の信号機が点灯」 たしかめて、 おててをあげて、さあ横断

村では、上越新幹線建設事業の一環として月瀉橋西詰に建設を進めていた「交通信号機」がこのほど完成し、去る四月七日に暮こびの点灯式が行なわれました。

点灯式は村内の保育園児



最近、自動二輪車、バイク乗りの事故が多発しております。しかも、事故を起こした人の死亡率、負傷率は、ヘルメット着用しない者は、着用者の二倍以上のことです。

また、頭部の負傷が死亡事故につながるケースがほとんどですから、二輪車に乗るときは、また同乗者も必ずヘルメットをかぶりましょう。道交法にも定められていますので、着用を習慣づけましょう。

三役 教育長 報酬10%を 村へ寄附申合せ

役場庁舎建設、その他散積する事業を推進するため、議会から申し立てがあり村長以下三役、教育長、議員報酬の十パーセントの額を四月分から十二月分までを村に寄附すること意見が一致し五十年年度報酬引上げは実質的には自給されることになりました。

●村の発展に役立てて
村総会開発審議委員 高木 誠氏 から
月瀉村青年団長として、村の総会開発審議委員に委嘱されたが、

50年春の交通安全運動 5月12日から21日まで

農作業もたけなわとなり、春らんまんの季節となりました。

さて、恒例の春の交通安全運動は例年四月に実施されておりましたが本年は選挙等の特殊事情により、五月に実施されることになりました。

交通安全は「起きてから」では遅すぎます。大切な人命を守るため、みんなで認識を新たにして交通事故を

を絶滅しましょう。

一、運動期間
五月十二日から
五月二十一日までの十日間

二、運動の重点
歩行者・自転車利用者の事故防止、特に子ども(幼児及び小学校児童をいう)と老人を交通事故から守ることを重点に、交通安全のための国民運動を強力に展開する。

(一)、生活道路網対策の推進
スクールゾーンの整備、通学、買物等、日常における自転車の安全な利用を図るための道路環境の整備

(二)、交通安全教育の実施
子どもと老人に対する地域ぐるみ、家族ぐるみ教育及び運転



ヘルメットを必ずかぶろう

者と雇用主に趣旨の徹底
(三)、広報活動の推進